

横浜市立樽町中学校いじめ防止基本方針

令和8年2月改訂

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をするものとする。

*いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめの防止等に関する基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に社会全体で取り組んでいく必要がある。そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

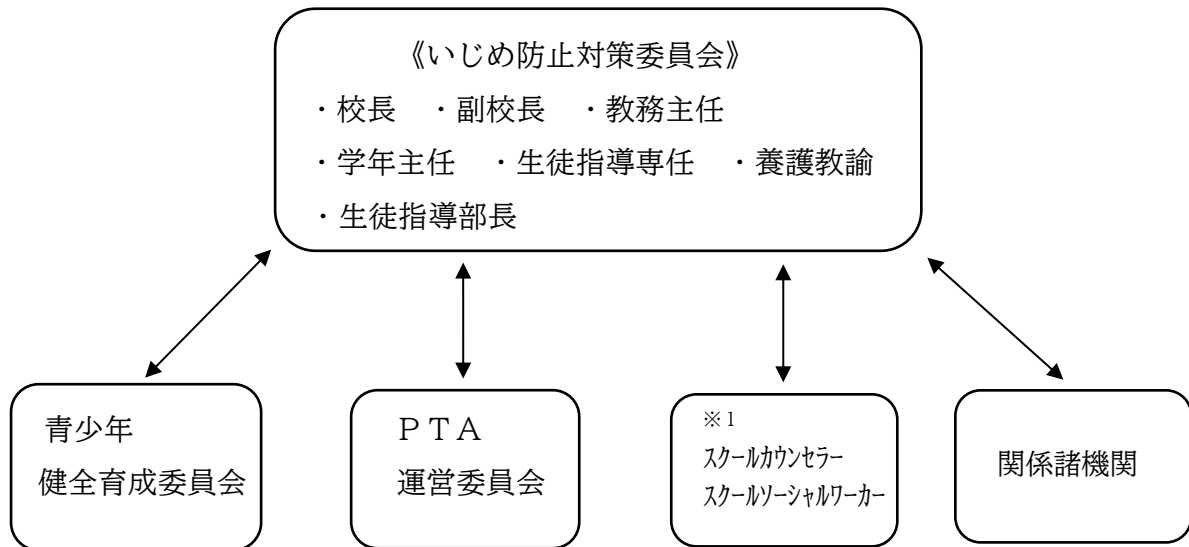
2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

樽町中学校は、校長、副校長、教務主任、各学年主任、生徒指導部長、養護教諭、生徒指導専任教諭で構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

委員会は、必要に応じて心理や福祉等の専門家、外部の専門家の協力を求めることもある。

[心理面：学校カウンセラー、福祉面：SSW]



※1 必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めることができること

(2) 「いじめ防止対策委員会」の運営

「いじめ防止対策委員会」は月に1回以上開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

学校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の役割

学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい環境をつくる。
- ・いじめの相談や通報の窓口。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるかないかの判断をする。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 年間計画

月	内 容
4月	教育相談（第1回）、生徒指導研修会
5月	登校指導（第1回）、「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）、校外行事における生徒理解
6月	体育的行事における生徒理解、校外行事における生徒理解、YPアセスメント実施・支援検討会
7月	地区懇談会、三者面談、地域祭礼パトロール
8月	地域祭礼パトロール、教育相談（第2回）
9月	教育相談（第2回）、登校指導（第2回）
10月	文化的行事における生徒理解、小中児童生徒交流会、地域祭礼パトロール
11月	日々の教育相談活動、YPアセスメント実施・支援検討会
12月	いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談）、三者面談
1月	教育相談（第3回）、登校指導（第3回）
2月	小中児童生徒交流会、新入生説明会
3月	日々の教育相談活動

* 毎月確認し、随時いじめ防止対策委員会を開催

4 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止

- ・すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・人との関わりを大切にし、違いを認め、思いやりのある人になるよう豊かな体験活動を推進する。
- ・全教職員が、授業を工夫し、わかりやすい授業を展開し、基礎学力の定着を目指す授業を行う。
- ・ボランティア活動や地域行事などに積極的に参加を推進し、地域の一員としての自覚を高める。
- ・学校説明会や懇談会などで保護者への啓蒙活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ・年3回（4月・8月・1月）の教育相談を実施し、一人ひとりの実態を把握する。
- ・年2回（5月・12月）に生徒を対象とした「生活アンケート」を実施する。
- ・学校内では、常に教職員の目が届くように、職員体制（巡回）の充実を図る。
- ・SCやSSWと連携した定期的な相談活動。
- ・地域との情報交換

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心として速やかな対応策の検討、実施。
- ・当該生徒及び保護者への組織的・継続的な支援、関係生徒及び保護者への組織的・継続的な指導・支援。
- ・警察、関係機関、専門機関などとの連携。
- ・いじめの解消に関しては、「少なくとも3か月以上いじめに係る行為が止んでいること」、「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の、少なくとも2つの要件が満たされる必要があり、それが確認できるまで継続して指導にあたる。

(4) 研修など

- ・生徒理解研修（特別支援教育の研修も含む）の充実。
- ・いじめ防止、対応に向けて校内研修の計画・実施。
- ・カウンセラーとの意見交換。

(5) 家庭や地域とのかかわり

- ・PTA運営委員会や青少年健全育成委員会などを通して、いじめの問題などを共有し、地域ぐるみでいじめを解決するシステムづくりを推進する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに必要に応じて関係機関、専門機関にも協力を仰ぐ。いじめが生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは警察にも通報し、被害者の意向に配慮した上で連携して対応する。

(3) 重大事態の調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り時系列に明確にし、記録する。

(4) 生徒・保護者への報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。また、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

6 いじめ防止基本方針の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

7 参考資料

- (1) 横浜市いじめ防止基本方針（令和7年5月改定）
- (2) 横浜市いじめ防止基本方針（概要版）
- (3) いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）
- (4) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）